

第5条 （採用決定者の退職）

前条に拘らず、採用決定者が、自己都合により甲への入社日より 3 ヶ月以内に甲を退職した場合、乙は、前条の報酬を下記のとおり減額し、また既に報酬を受領している場合は当該減額分を無利息にて甲に返還するものとする。但し、甲の都合、採用決定者の死亡、天災地変等に起因する場合はこの限りではないものとする。

※乙は前条の利用料金を以下の返金利用に従って、甲からの申請後60日以内に返金するものとする。

- ・新規採用者が入社後7日以内に退社した場合 「紹介料金及び消費税」の 90%
- ・新規採用者が入社後8日以上、30日以内に退社した場合 「紹介料金及び消費税」の 50%
- ・新規採用者が入社後31日以上、90日以内に退社した場合 「紹介料金及び消費税」の 25%